

付 録

1 国立学校設置法抜粋

国立学校設置法，昭和24年 5月31日公布 法律第150号

第2章 国立大学

第4条 国立大学に，次の表（下）に掲げるとおり，研究所を付置する。

大学の名称	研究所の名称	位 置	目 的
東京大学	生産技術研究所	東京都	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

(註) 国立学校設置法一部改正により昭和37年 3月29日付の官報に 4月 1日をもって位置の項が千葉県より東京都に変更する旨が公布された。

2 生産技術研究所内の諸規程

目 次

A) 東京大学生産技術研究所規則	314
B) 東京大学生産技術研究所千葉実験所規程	315
C) 東京大学生産技術研究所計測技術開発センター規程	316
D) 東京大学生産技術研究所複合材料技術センター規程	316
E) 東京大学生産技術研究所多次元画像情報処理センター規程	317
F) 生産技術研究所運営関係委員会設置規程	317
1) 常務委員会規程	317
2) 特別研究審議委員会規程	318
3) 工作委員会規程	319
4) 図書委員会規程	319
5) 写真委員会規程	320
6) 出版委員会規程	320
7) 営繕委員会規程	321
8) 厚生委員会規程	321
9) 講習会委員会規程	322
10) 放射性同位元素委員会規程	322
11) 千葉実験所管理運営委員会規程	323
12) 試験溶鉱炉委員会規程	323
13) 電子計算機委員会規程	324
14) 環境安全委員会規程	325
15) 複合材料研究連絡委員会規程	325
16) 健康安全委員会規程	326
17) 発明委員会規程	327
18) 輪講会要項	328
G) 生産技術研究所研究報告発行内規	328
H) 生産技術研究所研究担当ならびに研究員取扱内規	329
I) 生産技術研究所研究生規程	330
J) 東京大学受託研究員規程	331
K) 東京大学生産技術研究所受託処理規程	332
L) 東京大学生産技術研究所津波高潮実験施設に関する規程	333

A) 東京大学生産技術研究所規則

昭和37.6.19制定

改正 昭和39.5.19, 昭和39.6.23

昭和40.6.22, 昭和41.6.28

昭和42.9.19, 昭和43.12.17

昭和48.5.15, 昭和50.4.15

昭和51.4.10, 昭和52.4.18

(目的)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「研究所」という）は、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第4条第一項の規定に基づき、生産に関する技術的問題の科学的総合研究ならびに研究成果の実用化試験を行うことを目的とする。

(所長)

第2条 研究所に、所長を置く。

2. 所長は、研究所を代表し、その所務をつかさどる。

(研究部門)

第3条 研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

応用数学	マイクロ波工学
応用光学	電子演算工学
応用超音波工学	情報処理工学
放射線工学	無機工業化学
材料強度機構学	有機工業化学
動的 material 強弱学	鉄鋼製錬工学
流体物理学	環境計測化学
伝熱工学	工業物理化学
機械力学	複合金属素材工学
流体機械学	環境化学工学
熱原動機学	金属材料学
変形加工学	放射性同位元素工学
船体運動学	交通制御工学
切削工作計画工学	建築生産学
精密工作学	水工学
化学機械学	建築構造学
耐震機械構造学	土木構造学
画像電子デバイス工学	地形情報処理工学
電力工学	生産技術史
画像情報機器学	環境制御物理学

電力機器学
応用電子工学

生産施設防災工学

(附属研究施設)

第4条 研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

千葉実験所
計測技術開発センター
複合材料技術センター
多次元画像情報処理センター

(教授会)

第5条 研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2. 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務部)

第6条 研究所の事務を処理するため、事務部を置く。

2. 事務部に関する事項は、別に定める。

(細則への委任)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

B) 東京大学生産技術研究所千葉実験所規程

(設置)

第1条 東京大学生産技術研究所(以下「本所」という)に国立学校設置法施行規則第20条により附属研究施設として、千葉実験所(以下「実験所」という)を置く。

(目的)

第2条 実験所は、本所勤務の教授、助教授及び講師が主体となって、生産に関する技術的諸問題の研究成果を実用化するための大規模な実験研究を行うとともに本所麻布庁舎ではできない研究を行うことを目的とする。

(実験所の長)

第3条 実験所に、実験所長を置く。

2. 実験所の長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。

3. 実験所長の任期は、2年とし再任を妨げない。

4. 実験所の長は、実験所を代表し、その所務をつかさどる。

(管理運営委員会)

第4条 実験所の管理運営のため、所長の諮問機関として千葉実験所管理運営委員会(以下「委員会」という)を置く。

2. 委員会に関する事項は、別に定める。

(事務室)

第5条 実験所に、実験所の事務を処理するため、事務室を置く。

2. 事務室に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年1月16日より施行する。

C) 東京大学生産技術研究所計測技術開発センター規程

(設置)

第1条 東京大学生産技術研究所(以下「本所」という)に附属研究施設として、計測技術開発センター(以下「センター」という)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本所における環境工学に関する物理的及び化学的計測法等の基礎的研究を行い、計測技術の開発を行う。

(機構)

第3条 センターに長を置く。

2. センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。その任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

3. センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。

4. センターに職員若干名を置く。

附 則

1. この規程は、昭和48年8月23日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

2. センターの事務は、当分の間事務部総務課で行う。

D) 東京大学生産技術研究所複合材料技術センター規程

(設置)

第1条 東京大学生産技術研究所(以下「本所」という)に附属研究施設として、複合材料技術センター(以下「センター」という)を置く。

(目的)

第2条 センターは、複合材料の複合機構、素材及び加工等に関する基礎的研究を行い、複合材料の開発と有効な利用をはかる。

(機構)

第3条 センターに長を置く。

2. センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。

3. センターの長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4. センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。

第4条 センターに職員若干名を置く。

附 則

1. この規程は、昭和50年10月6日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
2. 本施設は、昭和60年3月31日まで存続するものとする。
3. センターの事務は、当分の間事務部総務課で行う。

E) 東京大学生産技術研究所多次元画像情報処理センター規程

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に附属研究施設として、多次元画像情報処理センター（以下「センター」という）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、濃淡、時間、波長等の多次元情報を含む画像の処理およびその応用に関する研究を行う。

(機 構)

第3条 センターに長を置く。

2. センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。
3. センターの長の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。

第4条 センターに職員若干名を置く。

附 則

1. この規程は、昭和53年2月15日から施行し、昭和52年4月18日から適用する。
2. 本施設は、昭和59年3月31日まで存続するものとする。
3. センターの事務は、当分の間事務部総務課で行う。

F) 生産技術研究所運営関係委員会設置規程

第1条 生産技術研究所長は、所内の運営上の諸問題について必要ある場合は、その目的別に委員会を設けることができる。

第2条 前条の委員会は、所長の諮問に答え、所内の運営の向上、合理化、処理方針等の審議を行うものとする。

第3条 所長が必要と認めたときは、委員会の長に運営事務の一部を分掌させることができる。

第4条 各委員会の目的、構成、任務等については別に定める規程による。

附 則

この規程は、昭和33年6月18日から施行する。

1) 常務委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に常務委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は所長の諮問に応じ所の運営に関する重要事項を審議企画し、かつ常務の打合

せをなす外、次の事項を行う。

1. 教授総会から委託された事項を処理すること
2. 生研報告発行に関する審議をすること
3. 委託研究の受諾の可否に関する審議をすること
4. その他所長が必要と認めた事項

第3条 常務委員は各研究部2名をもって組織し、その部の教授、助教授及び講師の互選による。

第4条 常務委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。引き続き2期在任した常務委員は任期満了後2年間は常務委員に選ばれることができない。ただし補欠委員として1年に満たない期間は在任期間と見なさない。

第5条 所長は委員会を招集し、その議長となる。

第6条 所長は委員会の議事を円滑にするため必要がある場合は常務委員を指名して事前調査または事前審議等を行わせることができる。

第7条 第3条により選出された常務委員の中の1名を部主任としその部を代表する。

第8条 委員会における各部2名の常務委員は全く同等の立場に立つものとする。

第9条 委員会には代理者の出席を認めない。ただしその部所属の常務委員が2名ともに出席できない場合は、その部の教授または助教授の中から1名を出席させなければならない。

第10条 常務委員が病気その他海外出張等で長期にわたり出席できないときは臨時代理を置くものとする。

第11条 所長が必要と認めたときは、常務委員以外のものを委員会に列席させ意見をきくことができる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

2) 特別研究審議委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に特別研究審議委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は所長の諮問に答え次の事項を審議する。

1. 特別に育成すべき研究の将来計画に関すること
2. 研究施設の近代化に関すること
3. 特別研究の課題選定に関すること
4. その他特別研究に関し、所長が必要と認めた事項

第3条 前条にいう特別研究とは、各部に経常的に配当される研究費以外で、研究所の使命達成のため特別に配付された研究費または、生研内で特別に考慮された研究費を使用して行う研究をいう。科学研究費、受託研究費および常務委員会において特に除外した経費による研究は含まない。

第4条 委員会は、委員長1名、委員10名により組織する。

第5条 委員長は本所の教授の中から教授総会で選出する。

第6条 委員は次の各号に掲げるものとする。

1. 各研究部の教授、助教授及び講師の互選によるもの各1名。
2. 各研究部の教授、助教授及び講師の中から所長が委嘱したもの各1名。

第7条 委員長の任期は2年とし原則として重任は認めないものとする。委員の任期は1年とし、重任をさまたげない。

第8条 委員長及び委員の改選または委嘱の時期は10月1日とする。

第9条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に出席させて意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、昭和51年1月21日から実施する。

3) 工作委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に工作委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は、試作工場の業務運営を円滑にするため、次の事項について審議する。

1. 試作工場運営に関する重要事項の企画ならびに立案
2. 業務実施に関する連絡調整
3. その他必要な事項

第3条 委員会は、委員長の他に委員若干名をもって組織する。

第4条 委員長は、本所教授の中から教授総会で選出する。委員は次の通りとする。

1. 研究部の各部ごとに、その部の教授・助教授及び講師の互選によるもの各1名
2. 所長が必要と認め、教授総会の承認を得たもの若干名

第5条 委員長及び委員の任期は2年とする。但し重任をさまたげない。

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に列席させて意見をきくことができる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

4) 図書委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に図書委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は所内図書室の運営について、下記の事項を行う。

1. 図書室運営に関する事務監督
2. 図書運営に関する企画ならびに立案
3. 図書運営に関する連絡調整
4. 購入図書の選択
5. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員長の他委員10名、専門委員若干名をもって組織する。

第4条 委員長は、本所教授中より教授総会において選出せられたもの。また委員は研究部毎に2名とし、その部の教授、助教授及び講師の互選によりたるものがこれに当たる。専門委員は委員会の推せんにより所長が委嘱する。

第5条 委員長の任期は2年とし、重任を許さない。委員の任期は2年とし、各部毎に1名の委員は毎年4月1日に交替するものとする。ただし委員の重任はさまたげない。

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に列席せしめて意見を徴することができる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日より実施する。

5) 写真委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に写真委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は、写真室の業務運営を円滑にし、写真技術向上を図るため下記の事項を行う。

1. 写真室運営に関する企画ならびに立案
2. 写真業務の予定計画ならびに実施、報告に対する検討
3. 写真業務に関する連絡調整
4. 材料の入手、使用ならびに業務技術に関する助言
5. 一般写真および高速度写真用設備・機械・器材の整備充実に関する企画
6. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員長1名、委員5名および専門委員若干名で組織する。

第4条 委員長は所長が委嘱する。

第5条 委員は各部1名とし、その部の教授、助教授及び講師の互選による。

第6条 専門委員は委員長が委嘱する。

第7条 委員長および委員の任期は1年とする。ただし重任をさまたげない。

第8条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、意見をきくことができる。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から実施する。

6) 出版委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に出版委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は、下記出版物の出版に関して必要な事項を処理する。

1. 生産研究
2. 東京大学生産技術研究所報告
3. 東大生研案内
4. 東京大学生産技術研究所年次要覧

5. 生研リーフレット
6. その他必要な出版物

第3条 委員会は、委員長1名、委員10名、専門委員若干名で組織する。

第4条 委員長は、本所教授中から教授総会で選出する。任期は1年とし毎年4月1日に改める。重任をさまたげない。

委員は教授、助教授、講師の中から、各研究部2名をそれぞれの部で選出する。任期は1年とし、毎年4月1日と10月1日にその半数を改める。重任をさまたげない。

専門委員会は委員長が委嘱する。

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

第6条 委員長が必要と認めるときは、特定の事項につき小委員会を設けること、また委員以外の者を委員会に列席させて意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から実施する。

7) 営繕委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に営繕委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は本所の施設の整備改善、合理的運用および将来計画に関し次の事項を行う。

1. 土地、建物、工作物等の新営、ならびに維持管理に関する企画および立案
2. 電気、通信、ガス、水道、暖房等の合理的使用方法の検討ならびに助言
3. 構内警備に関する企画ならびに助言
4. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員長1名、幹事1名、委員5名および専門委員若干名で組織する。

第4条 委員長は本所教授中から教授総会で選出する。

幹事は委員長の要請に応じて教授・助教授中より所長が委嘱する。

委員は各研究部ごとに1名とし、その部の教授、助教授及び講師の互選による。

専門委員は委員長の要請に応じて所長が委嘱する。

第5条 委員長および委員の任期は2年とし重任はさまたげない。

第6条 委員長は委員会を招集しその議長となる。

第7条 幹事は委員長を補佐し委員会の業務に必要な企画、連絡、調整に当たる。

第8条 委員長が必要と認めるときは特定の事項につき小委員を設けることができる。

第9条 委員長が必要と認めるときは委員以外の者を委員会に列席させて意見をきくことができる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

8) 厚生委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に厚生委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は本所の厚生福祉に関する施設ならびに事業の円滑な運営を図るため、下記事

項を行う。

1. 職員およびこれに準ずる者（以下「職員」とよぶ）の保健、衛生、福祉ならびにレクリエーション等に関する企画、運営に関する事項
2. 厚生事業部の企画、運営に対する助言
3. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員長および委員で組織する。委員長は所長が委嘱する。

第4条 委員は下記に従い所長が委嘱する。

1. 各研究部よりその部に属する教授、助教授及び講師より選出された者1名、および教授、助教授及び講師を除く職員より選出された者1名
2. 事務部は事務部長および事務部職員により選出された者1名
3. 試作工場および千葉実験所については、それぞれの所属職員より選出された者各1名
4. 所長が必要と認めたもの4名以内

第5条 委員会は委員長の発議または委員総数の1/3以上の要請によって招集される。

第6条 委員長は委員会の議長となり委員会を代表する。

第7条 委員長および委員の任期は1年とする。ただし重任をさまたげない。

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を列席させ意見を徴することができる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

9) 講習会委員会規程

第1条 本所に東京大学生産技術研究所講習会委員会を置く。

第2条 この委員会は、財団法人生産技術研究奨励会から委託された講習会の企画並びにその実施をつかさどる。

第3条 この委員会は委員長1名、委員5名とし、各研究部から選出された教授、助教授及び講師で構成し、委員長は本所教授の中から所長が委嘱する。

委員長は、必要と認めた場合専門委員を委嘱することができる。

第4条 委員長および委員の任期は1年とし毎年10月1日に更新する。

第5条 この委員会の事務は庶務掛が担当し、財団法人生産技術研究奨励会事務局が協力するものとする。

附 則

この規程は、昭和44年10月1日から施行する。

10) 放射性同位元素委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に放射性同位元素委員会（以下「委員会」という）をおく。

第2条 委員会は、本所における放射性同位元素及び放射線発生装置の管理および障害防止に関する事項を審議し、また所内の連絡調整にあたる。

第3条 委員会は委員長および委員若干名で組織する。

2. 委員長は、本所教授の中から所長が委嘱する。

3. 委員は、次のものに所長が委嘱する。

- (1) 各研究部ごとに、その部の教授、助教授及び講師の互選によるもの各1名
- (2) 所長が必要と認めたもの

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に列席させて意見をきくことができる。

第7条 委員会の庶務は、庶務掛が担当する。

附 則

この規程は、昭和50年7月21日より実施する。

11) 千葉実験所管理運営委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に千葉実験所管理運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は、本所の所長の諮問により千葉実験所（以下「実験所」という）に関する次の事項を審議する。

- (1) 実験所の管理運営に関する重要事項
- (2) 実験所の使用許可に関する事
- (3) 実験所の土地、建物等の使用計画に関する事
- (4) 実験所の将来計画に関する事
- (5) その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員長および委員若干名で組織する。ただし、実験所長は委員会の構成員を兼ねないものとする。

2. 委員長は、本所教授の中から所長が委嘱する。

3. 委員は各研究部より1名とし、その部の教授、助教授および講師の互選による。

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に列席させて、意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、昭和53年1月16日より実施する。

12) 試験溶鋳炉委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に試験溶鋳炉委員会（以下「委員会」という）をおく。

第2条 委員会は、本所の試験溶鋳炉の研究と運営に関するつぎの事項を審議決定する。

- (1) 試験溶鋳炉による研究の企画・立案に関する事項

- (2) 試験溶鉱炉の経費に関する事項
- (3) 試験溶鉱炉設備に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員長および委員若干名で組織する。

1. 委員長は、本所教授の中から、所長が委嘱する。
2. 委員は、次のものに所長が委嘱する。
 - (1) 本所勤務の教授、助教授及び講師
 - (2) 所長が必要と認めたもの

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第6条 委員会が必要と認めた事項を審議するために、専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の委員長および委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

第7条 委員会に幹事をおくことができる。

2. 幹事は、委員の中から委員長が委嘱する。

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に列席させて、意見をきくことができる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日より実施する。

13) 電子計算機委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に電子計算機委員会（以下「委員会」という）をおく。

第2条 委員会は、本所における共通使用の電子計算機およびこれに準ずるものの管理運営を円滑にするため、次の事項を審議する。

1. 運営に関する重要事項の企画ならびに立案
2. 将来計画ならびに設備の充実
3. 運営に関する連絡調整
4. その他必要な事項

第3条 委員会は、委員長1名、委員5名、および専門委員若干名で組織する。

2. 委員長は、本所教授の中から所長が委嘱する。

3. 委員は、つぎのものに所長が委嘱する。

- (1) 研究部ごとに、その部の教授、助教授及び講師の互選によるもの各1名
- (2) 専門委員として、委員長より要請のあったもの若干名。

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし重任をさまたげない。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを、委員会に列席させて意見をきくことができる。

第7条 委員会の庶務は研究協力掛が担当する。

附 則

この規程は、昭和50年9月10日から実施する。

14) 環境安全委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に環境安全委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は、本所の研究教育活動に伴う公害の発生を防止し、教職員及び学生並びに周辺地域住民の生活環境の安全確保のための具体的方策を審議し、必要に応じて所長に勧告を行い、また、所長の指示に基づきその安全確保等に寄与するものとする。

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

2. 委員長は所長が委嘱する。

3. 委員は次の者に所長が委嘱する。

(1) 研究部毎に、その部に属する教授、助教授及び講師の中から1名

(2) 事務部長、総務課長、経理課長

(3) 試作工場、千葉実験所所属職員から各1名

(4) 所長が必要と認めたる者

第4条 委員長及び前条第3項第2号を除く委員の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

第5条 委員会は、特定の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会委員長及び委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

第6条 委員会の庶務は、事務部総務課において取り扱う。

附 則

この規程は、昭和51年1月21日から施行する。

了解事項

当分の間この規程において、「公害」とは、研究・教育活動に伴い廃棄・排出される劇物・薬物、その他有害物質による汚染によって、人の健康または生活環境を害することをいう。

15) 複合材料研究連絡委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に複合材料研究連絡委員会（以下「委員会」という）をおく。

第2条 委員会は、複合材料技術センター（以下「センター」という）を中心とする。本所における複合材料の研究を推進するため、必要事項について協議するとともにセンターの運営に協力し、本所内の連絡調整に当る。

第3条 委員会は、委員長および委員若干名で組織する。

2. 委員長は、本所教授の中から所長が委嘱する。
3. 委員は、次のものに所長が委嘱する。

- (1) 本所勤務の教授・助教授及び講師
- (2) 所長が必要と認めたもの

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第6条 委員会に幹事をおくことができる。

2. 幹事は、委員の中から委員長が委嘱する。

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に列席させ意見をきくことができる。

第8条 委員会の庶務は、当分の間、経理課研究協力掛が担当する。

附 則

1. この規定は、昭和51年10月20日より実施する。
2. 初期の委員長および委員の任期は昭和53年3月31日までとする。

16) 健康・安全委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に健康安全委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は関連委員会との協力の下に本所職員の保健および安全確保のため必要な事項を審議するものとする。

この関連委員会とは、厚生委員会、放射性同位元素委員会、環境安全委員会をいう。

第3条 委員会は委員長、委員および専門委員をもって組織する。

2. 委員長は、本所教授の中より所長が委嘱する。
3. 委員及び専門委員は下記の者に所長が委嘱する。

- 委 員
- (1) 各研究部の常務委員のうち1名
 - (2) 試作工場長
 - (3) 電算機室長
 - (4) 千葉実験所長
 - (5) 事務部長
 - (6) 健康管理者
 - (7) 安全管理者

- 専門委員
- (1) 厚生委員会委員長
 - (2) 放射性同位元素委員会委員長
 - (3) 環境安全委員食委員長
 - (4) その他所長が必要と認めたもの

第4条 委員長および委員の任期は1年とする。ただし重任をさまたげない。

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が代理をつとめる。

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを委員会に招き、その意見を聞くことができる。

第7条 委員会の庶務は事務部総務課（厚生掛）において取扱う。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日より施行する。

17) 発明委員会規程

第1条 この規程は、東京大学の教官等の発明の取扱いに関する規則（以下「規則」という。）

第4条第3項の規定に基づき、生産技術研究所発明委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 規則第4条第1項の規定に基づき、生産技術研究所発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は、生産技術研究所長（以下「所長」という。）の諮問に基づき、規則第7条の規定による届出のあった発明（規則第5条の規定に基づき審議の依頼のあった発明を含む。）に係る特許を受ける権利の帰属等について審議する。

第4条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

第5条 委員長は、所長が教授総会構成員のうちから委嘱する。

2. 委員長は、委員を招集し、その議長となるとともに、委員会の事務を総括する。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6条 委員は、次に掲げる者に、所長が委嘱する。

(1) 委員長の所属する研究部以外の研究部から推せんされた教授総会構成員のうちから各1名

(2) 事務部長

(3) 所長が必要と認めたる者

第7条 前条第1号の委員は、教授総会の承認を得て、その選出母体である研究部の教授総会構成員のうちから、代理委員を指名することができる。

2. 委員に事故があるときは、代理委員がその職務を代理する。

第8条 委員長並びに第6条第1号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意によって決する。ただし、第4項に規定する委員又は、その代理委員及び第5項に規定する代理委員は、出席委員の数に算入しない。

3. 委員長及び代理委員は、議決に加わることができる。

4. 委員が発明の届出をしたときは、当該委員又はその代理委員は、当該発明に関する議決に

加わることができない。

5. 代理委員が発明の届出をしたときは、当該代理委員は、当該発明に関する議決に加わることができない。

第10条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会に出席を求め、意見をきくことができる。ただし、出席者は、第9条第2項の議決に加わることができない。

第11条 委員会に、委員会の会務を整理するため、幹事を置く。

2. 幹事は、委員長が指名する。

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

第13条 委員会の庶務は、事務部経理課研究協力掛において処理する。

附 則

1. この規程は、昭和54年7月1日から施行する。
2. この規程の施行によって委嘱される最初の委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとし、第3部及び第5部から選出された委員の任期は、昭和55年3月31日までとする。
3. 東京大学生産技術研究所勤務発明暫定規程（昭和24年9月22日制定、改正昭和51年1月21日）は廃止する。

18) 論議会要項

1. 本会は生産技術研究所論議会と称する。
2. 本会は生産技術研究所内における知識の交換を目的とする。
3. 本会の事務を運営するため世話人を置く。世話人は研究部より1名ずつ選出し内1名を世話人代表に互選する。
4. 本会は毎月第3水曜日午後1時30分から2時30分まで開催するのを原則とする。ただし教授総会その他の都合により日時を変更することがある。
5. 講演者は1回1名とし講演時間は1名45分（外に質疑討論5分）以内を原則とする。
6. 講演の順序は原則として順次各部より適当な講演者を選出し、講演の2週間以前までに庶務掛に申出講演要旨を1週間までに送付するものとする。
7. 庶務掛は当番部に講演の日から1カ月以前に通知するものとする。
8. 世話人会は講演者の決定その他本会に関する事項を処理するものとする。
9. 臨時聴講希望者は世話人に申し出て了解を得ることを要する。
10. 輪講会を司会するため当番幹事を担当部より選出する。

G) 生産技術研究所研究報告発行内規

第1条 東京大学生産技術研究所報告（以下「生研報告」と称する）の発行はこの内規によって行う。

第2条 生研報告は生産技術研究所（以下「生研」と称する）の研究業績を学外に発表するこ

とを目的とする。

第3条 生研報告の発行に関する審議は、この内規に従って出版委員会が行い、発行の可否については常務委員会の承認を得るものとする。

第4条 生研報告に掲載する論文は生研職員の研究成果または生研職員が中心となって行った共同研究成果でその部の推薦を経たものとする。

第5条 生研報告に掲載する論文は学会誌などにその主要な点が発表された研究報告を詳細にまとめたものまたは分割掲載した論文をまとめたものとする。ただし新しく発表する論文についても出版委員会が承認したものはこの限りでない。

第6条 生研報告に掲載する論文は1篇、または2篇以上を1冊として発行する。

第7条 前条については著者の希望を勘案してこれを決定する。

第8条 生研報告に用いる文は、欧文または和文とし、和文の場合は本文の10%以内で2ページを越えない範囲の欧文梗概を付することを原則とする。

第9条 生研報告は不定期に発行し、およそ300ページを単位として巻を改める。発行部数はその都度定める。

附 則

1. 生研報告発行委員会の廃止によるこの改正は、昭和33年6月18日から実施する。
2. 昭和43年3月6日より第3条改正実施する。
3. この改正は昭和44年4月16日から施行し、昭和44年4月1日より適用する。

備考

- 1) 第4条により論文を推薦する場合は原則としてその内容につき部を中心とする関係者の間で十分な討議を経ることを要する。
- 2) 大学院学生および研究生の研究論文を第4条に準じて取り扱うことができる。
- 3) 規定ページを超過した場合の出版費の著者負担制が昭和47年より暫定的に実施された。

H) 生産技術研究所研究担当ならびに研究員取扱内規

昭和37. 7. 4常務委員会

昭和37. 7.18教授総会

第1条 生産技術研究所において一定期間特殊な事項の研究に対し、所外の者に研究の協力を委嘱する必要がある場合、研究担当または研究員を置くことができる。

2. 前項による研究担当とは、本務が本学専任教官（教授・助教授・講師）であるものをいう。

第2条 研究員は、大学卒業または同程度以上の学力を有し、研究事項については十分の経験を有するものでなければならない。

第3条 研究担当、研究員には予算の範囲内で手当を支給することができる。

第4条 研究担当、研究員は本所職員に準じて取扱う。

ただし、別に定められている事項についてはこの限りでない。

第5条 研究担当、研究員は、本所において研究した成果を発表するとき、または特許権等を申請する場合は予め所長に協議するものとする。

第6条 各部において研究担当、研究員を委嘱する必要が生じた場合、その部の主任は別紙様式の内申書を所長に提出しなければならない。

第7条 所長は、内申書が提出されたときは、常務委員会に諮り総長に上申する。

第8条 所長は研究委嘱の必要性が消滅した場合、またはその他の事由による委嘱の取消を総長に上申することができる。

附 則

この内規は、昭和20年10月1日より実施する。

この内規は、昭和37年4月1日より適用する。

I) 生産技術研究所研究生規程

昭和29. 2.16 制定

改正昭和31. 4.24 昭和32. 4.23 昭和38. 7.13

昭和41. 6. 6 昭和47. 6.27

第1条 生産技術に関する事項につき研究を希望する者があるときは、本所において支障がない限り、研究生として入所を許可することがある。

第2条 研究生として入所を許可する者は、大学学部を卒業した者もしくはこれと同等以上の学力を有する者、または相当の経験を有する者で本所において適当と認められた者とする。

第3条 研究生を希望する者は、所定の願者に履歴書を添えて所長に差し出さなければならない。

第4条 研究生は、所長の指揮監督を受け、本所が指定した教官の指導の下に研究に従事しなければならない。

第5条 研究生がその研究業績を発表しようとするときは、必ず指導教官の承認を受けなければならない。

第6条 研究生として入所を許可された者は、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

第7条 研究生は、その研究期間に応じて、月額3月分又は6月分の研究料を前納しなければならない。ただし、特に多額の費用を要する場合は、別に自弁させることがある。

2. 既納の研究料は、還付しない。

第8条 第6条の入学金及び前条の研究料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）第13条の規定に基づき定められた額とする。

第9条 研究生の研究期間は、1年以内とする。

2. 当初決定された研究期間を経てさらに研究を継続しようとするときはその理由を具して所長に願い出で、許可を受けなければならない。

第10条 研究生は研究期間の終わりに、その研究状況および成果を記載した報告書を指導教官を経て所長に提出しなければならない。

2. 研究生の研究期間が1年以上にわたるときは、1年の終わりにおいてその研究状況の中間報告書を前項に準じ提出しなければならない。

第11条 所長は、疾病その他の事由により、研究を継続することが不適当と認めるときは、その研究生に対し、退所を命ずることがある。

第12条 研究生が期間満了前に退所しようとするときは、理由を具してその旨を所長に願出しなければならない。

附 則

この規程は、昭和47年6月27日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

J) 東京大学受託研究員規程

受託研究員制度実施要項

昭和42年7月18日

大臣 裁定

昭和50年3月26日一部改正

(目 的)

第1条 この制度は、わが国産業の進展を資するため、民間会社等の理工系の現職技術者および研究者（以下「現職技術者等」という。）に対し、国立大学における研究の機会を与え、その能力のいっそうの向上を図ることを目的とする。

(受託研究員の受け入れ)

第2条 理工系の大学院又は、附属研究所を置く国立大学は、前項の目的を達成するため、民間会社等の受託に応じ、現職技術者等を受託研究員として受け入れることができる。

(資 格)

第3条 受託研究員として受け入れることができる者は、現職技術者等であつて、大学の学部を卒業した者又は、大学がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請・許可)

第4条 受託研究員の受け入れは、民間会社等の長の申請に基づき、学長がこれを許可するものとする。

(受け入れ協議)

第5条 学長は、受託研究員の受け入れ許可を行うにあたっては、別紙様式による書類を添えあらかじめ文部省大学局長に協議するものとする。

(受け入れ報告)

第6条 学長は、受託研究員の受け入れを許可したときは、受託研究員の氏名および受け入れ許可年月日を文部省大学局長に報告するものとする。

(研究期間)

第7条 受託研究員の研究期間は1年以内とする。ただし、受け入れを許可された日の属する

会計年度をこえることができない。研究の継続の必要があると認めるときは、翌年度においてさらに受け入れを許可することができる。

(研究方法)

第8条 大学は、受託研究員の希望する研究事項を考慮してその指導教官を定め、大学院で行う程度の研究の指導を行うものとする。

(研究料)

第9条 受託研究員の研究料は、文部大臣が別に定めるところにより大学がこれを徴収するものとする。

(受け入れ規程)

第10条 学長は、受託研究員の受け入れ手続きその他必要な事項について別に規則を定め、文部省大学局長に報告するものとする。

(実施期日)

第11条 この要項は、昭和42年度から実施する。

K) 東京大学生産技術研究所受託処理規程

第1条 東京大学受託研究取扱規則にもとづき生産技術研究所（以下「本所」という）に対し、生産技術に関係がある学理的問題または、物品等の研究・試作・試験・調査等を委託しようとする者があるときは、この規程により処理する。ただし定型試験・調査については別に定める。

第2条 受諾の諾否および受託すべきものについての担当官、その他必要な事項は、所長が常務委員会の議を経て、これを決定し、教授総会に報告する。

第3条 常務委員会は、必要に応じて常務委員以外の教授、助教授、その他の職員の出席を求め、その受託研究に関して意見を徴することができる。

第4条 主任担当官は研究を担当することの意義についての所見及び受託費用算定明細書を所長に提出するものとする。

第5条 主任担当官は、受託事項が終了したときは、受託研究完了報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

第6条 受託事項に関する成果の公表は、担当官がこれを行うものとする。

第7条 主任担当官となるものの資格は次のとおりとする。

1) 教授 2) 助教授 3) 講師 4) 併任教授 5) 併任助教授

第8条 受託事項に関し、工業所有権が発生した場合には、本所、発明者、委託者の三者が協議するものとする。

第9条 受託研究実施に際し、研究補助者を受入れる場合は、臨時傭人人事取扱要領に準じて取扱うものとし、所長が適当と認めた場合には、当該受託研究期間中についてのみこれを許可するものとする。

附 則

この規程は、昭和46年4月21日より施行する。

L) 東京大学生産技術研究所津波高潮実験施設に関する規程

第1条 生産技術研究所千葉実験所所在の津波高潮実験施設（以下「施設」という）は生産技術研究所、地震研究所、工学部および理学部に所属する研究者の共同利用に供する。

第2条 施設の範囲は生産技術研究所長（以下「所長」という）が別に定める。

第3条 施設は原則として津波、高潮、潮汐、波浪等に関する水理学的研究に使用する。

第4条 施設を利用しようとする者および利用者は所長が別に定める施設の管理運営要項を遵守しなければならない。

第5条 施設の運営を円滑に行うため、生産技術研究所に、津波高潮実験施設運営委員会（以下「委員会」という）をおく。

第6条 委員会は所長の諮問に応じ、つぎの事項を審議する。

- (1) 施設の共同利用計画に関すること
- (2) 施設の管理運営要項に関すること
- (3) 施設の整備拡充に関すること
- (4) その他、施設に関し所長が必要と認めた事項

第7条 委員会は委員長1人、委員若干人をもって組織する。

2. 委員はつぎの者に所長が委嘱する。

- (1) 生産技術研究所の教授、助教授及び講師
- (2) 地震研究所・工学部および理学部の教授・助教授またはこれに準ずる者の中から、それぞれの部局長が推せんした者
- (3) 所長が必要と認めた者

3. 委員長は委員の互選により決定する。

第8条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし重任をさまたげない。

2. 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。

2. 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第11条 必要に応じ、委員会に幹事を置くことができる。

2. 幹事は委員長が委嘱する。

3. 幹事は委員長の指揮を受けて会務に従事する。

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

東京大学生産技術研究所年次要覧

——第 31 号 (1982年度) ——
(1983年発行)

昭和 58 年 3 月 31 日現在 編 集

昭和 58 年 6 月 6 日 発 行

発 行 所 東京大学生産技術研究所

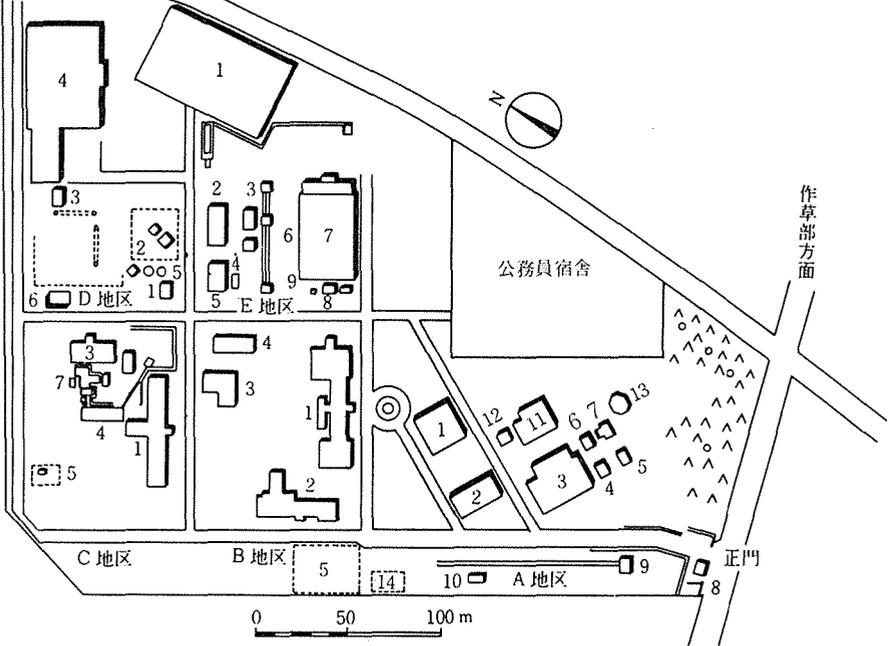
郵便番号 106
東京都港区六本木七丁目22番1号
電話東京 (402) 6 2 3 1 (大代表)

郵便番号 260
千葉実験所：千葉市弥生町1番8号
電話千葉 (51) 8311 (代表)

印 刷 所 三 美 印 刷 株 式 会 社

東京都荒川区西日暮里5-9-8

稲毛方面



作草部方面



公務員宿舎

C地区

B地区

A地区

正門

0 50 100 m

東京大学生産技術研究所千葉実験所 (配置略図)

(8ページ参照)